

平成 27 年度 第 2 回草津市路上喫煙対策委員会 会議資料

1. 路上喫煙禁止区域の拡大（案）について

(1) 前回委員会の禁止区域拡大についての意見

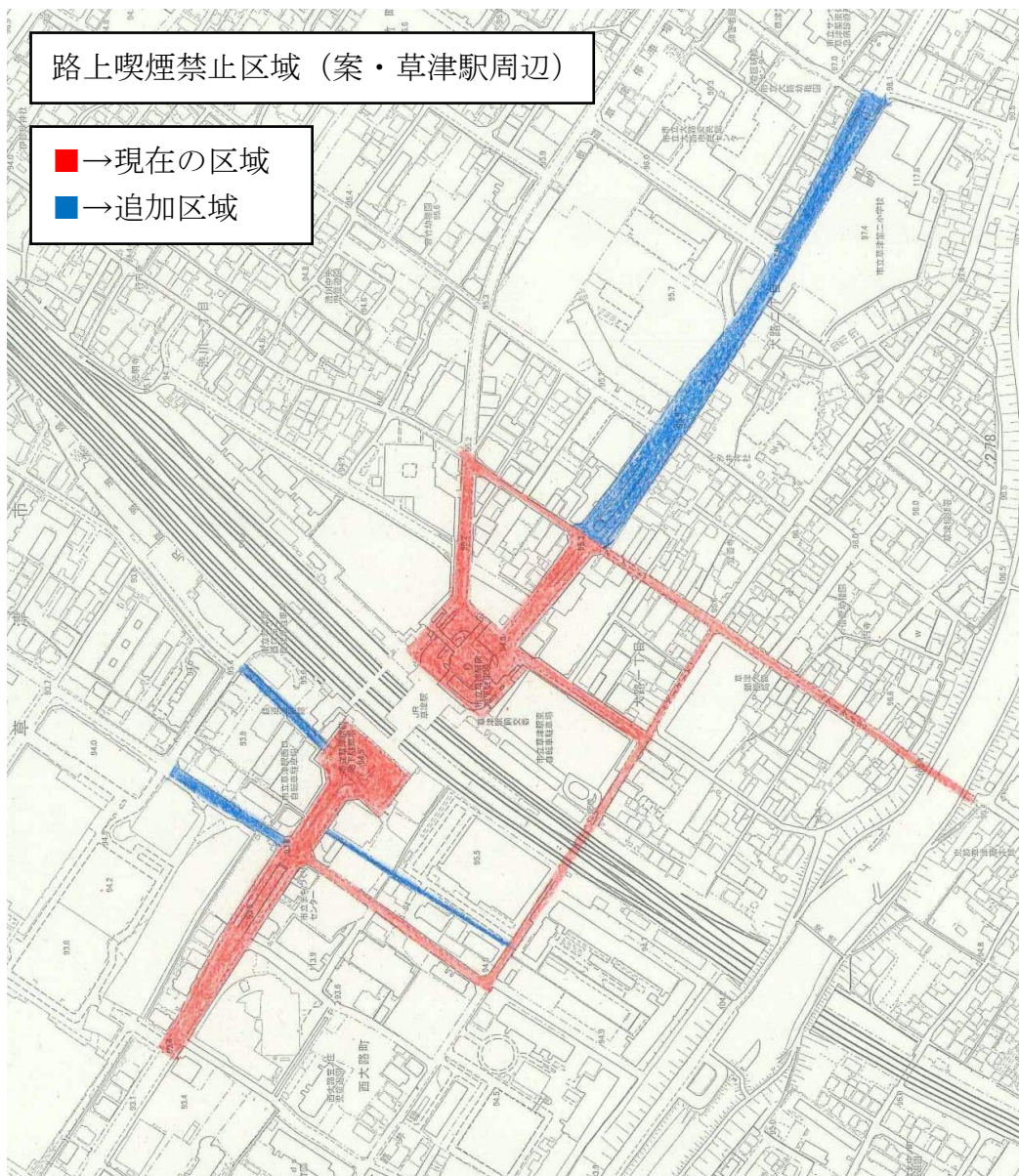
- ・案に沿った形で路上喫煙禁止区域を拡大したほうが良い
- ・このままの区域で、現状の禁止区域をもっと認識してもらうべき
- ・実際に現地を確認したらどうか
- ・拡大するとしたら、時期はいつ頃になるか

(2) 路上喫煙禁止区域に追加する区域（案）

○草津駅周辺

- | | |
|--------------|------------|
| ・草津第二小学校周辺 | ・市営駐輪場周辺 |
| ・丸十モータープール周辺 | ・エイスクエア前周辺 |

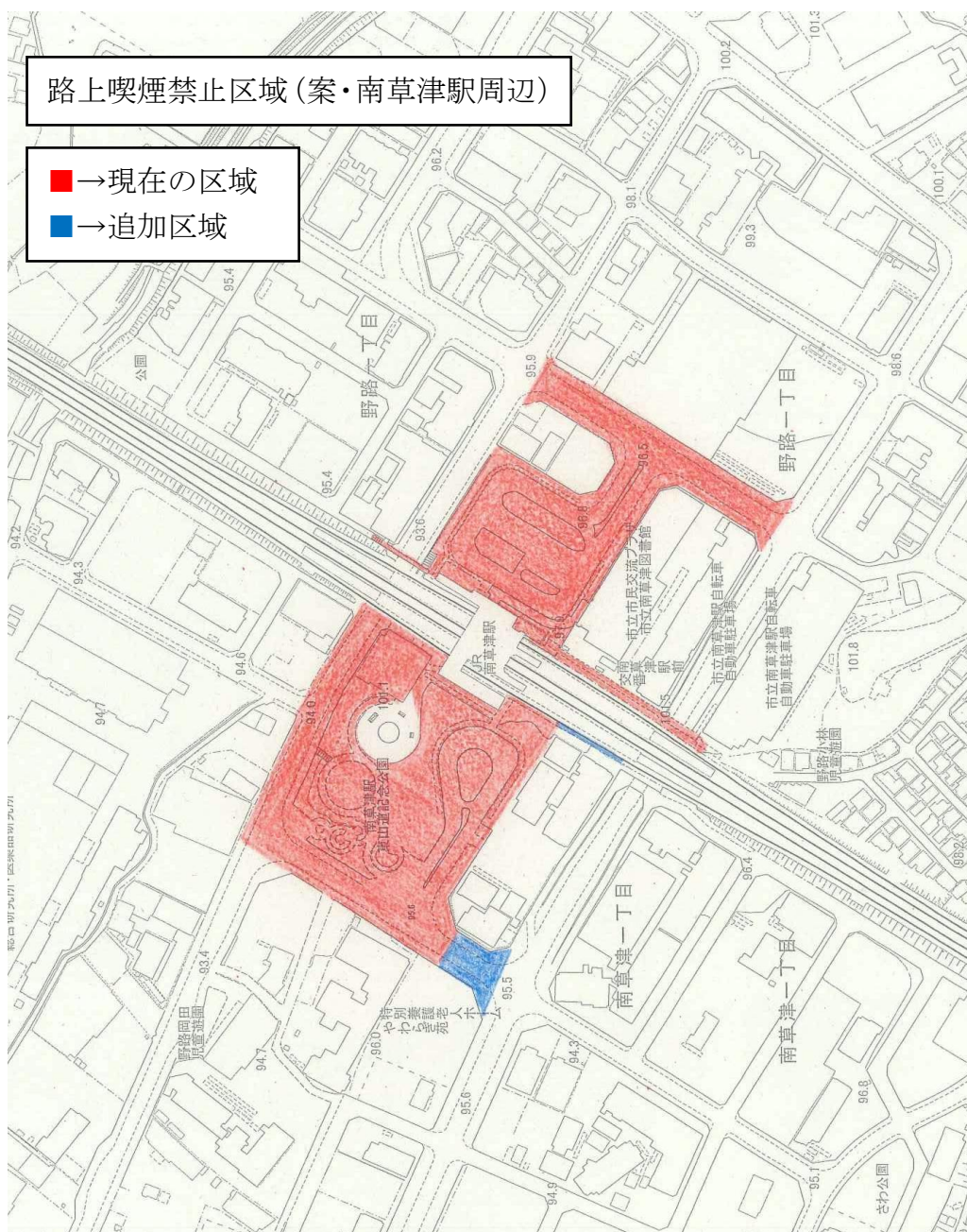
4カ所



○南草津駅周辺

- ・西口線路沿い（コンビニ横）
- ・西口マンション周辺（南北間）

2カ所



(参考) 現在の禁止区域の指定をした際の要件

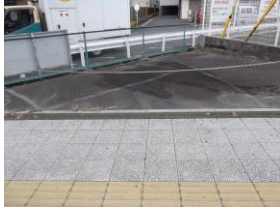
- ◆路上喫煙による影響や被害等を受ける可能性が高いと想定される区域
- ◆恒常的に人通りがあり、一定高い歩行者密度がある区域
- ◆市内全域への啓発普及効果が期待される区域
- ◆啓発指導等で実効性のある取組みができる区域
- ◆市民等に分かりやすく、明確に示すことができる区域

今回の拡大(案)においてもこの要件を踏襲して指定することとする。

通行量調査地点と結果（草津駅周辺）

歩→歩行者
小→小学生
自→自転車
喫→喫煙者

①草津第二小学校周辺



歩 143人 小 70人
自 90人 喫 2人

②草津第二小学校周辺



歩 41人 小 329人
自 16人 喫 3人

③くさつ平和堂周辺



歩 109人 小 0人
自 20人 喫 4人

⑥エキエア前周辺



歩 350人 小 0人
自 161人 喫 1人

⑤市営駐輪場周辺



歩 1,078人 小 0人
自 257人 喫 1人

④丸十モータープール周辺



歩 361人 小 0人
自 4人 喫 2人

通行量調査地点と結果 (南草津駅周辺)

歩→歩行者
小→小学生
自→自転車
喫→喫煙者

⑦東口市営駐輪場周辺



歩 34人 小 0人
自 47人 喫 0人

⑧東口市営駐輪場周辺



歩 144人 小 6人
自 90人 喫 0人

⑫西口マンション周辺



歩 333人 小 10人
自 35人 喫 2人

⑨西口線路沿い



歩 316人 小 20人
自 2人 喫 4人

⑩西口マンション周辺



歩 29人 小 0人
自 79人 喫 3人

⑪西口マンション周辺



歩 43人 小 15人
自 142人 喫 2人

路上喫煙防止対策 スケジュール(案)

(禁止区域拡大・パーテーション設置・意見書・啓発)

| | H27 10月 | 11月 | 12月 | H28 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------------|-----------------------|--|------|--------------------------------|--------------------------|------------------------|-----------------------------------|----|----------------------|---------------------------------|----|----|
| 委員 会 | 2 第2 回対策 委員会 | 17 南草津 駅パー テーション 供用開始 | 駅前啓発 | 第3 回対策 委員会 (意見書 案) | 意見書 提出 | 31 (委員 任期終 了) | | | | 1 区域 拡大 日・ 駅前 啓発 | | |
| 事 務 局 | | 17 南草津 駅パー テーション 供用開始 来年度 予算要 求 | 駅前啓発 | | 意見書 を受けて の庁内 検討 | | 1 啓発 物品 準備 (3ヶ月 要) | | 31 区域 拡大 告示 | 1 区域 拡大 日・ 駅前 啓発 | | |

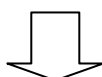
啓発物品 : 看板(50枚)、路面シール、チラシ、横断幕(更新) など

広報関係 : 広報紙、町内回覧、ホームページ、記者提供、無料情報誌 など

2. 南草津駅東口マナースペースの形状について

【 植栽型からパネル型への移行について 】

- ・これまで地元やPTA、また議会において、再三にわたって南草津駅東口のマナースペースに関して受動喫煙の懸念がある、さらに、禁止区域周辺において、路上喫煙やポイ捨てが多いとの苦情・意見などが出されている。
- ・南草津駅東口のマナースペースについては、植栽による喫煙者と非喫煙者の分離について効果が薄れてきていると判断せざるを得ない状況に至ったところであり、今後、パネル型のマナースペースを基本とした啓発のあり方を進めていくこととする。



今回、日本たばこ産業株式会社より、パネル型パーテーションについて寄付の申し出をいただいた。

これにより、南草津駅東口のマナースペースについて、パネル型パーテーションを設置することとする。

供用開始日 平成27年11月17日（火）（予定）

○パネル型パーテーション（イメージ図）



フレーム：ステンカラー

ポリカ板：クリアマット（すりガラス調）

高さ：2m

○現状のマナースペース（南草津駅東口）



3. その他

(1) 路上喫煙防止対策における啓発について

(ア) 前回委員会での意見

- ・啓発週間を設定し、啓発を行ってはどうか
- ・啓発を実施する「実行委員会」を立ち上げ、実行委員会が主体となって啓発を実施してもらってはどうか

(イ) 他市の取り組みについて

| 市名 | 条例（制定日） | 禁止区域 | 取組内容 |
|-----|-----------------------------------|------|---|
| 大津市 | 大津市路上喫煙等の防止に関する条例 (H21. 7. 1) | あり | <ul style="list-style-type: none"> ・広報車による啓発（職員が週2回） ・大企業を訪問し啓発 |
| 守山市 | 守山市路上喫煙等の防止に関する条例 (H22. 4. 1) | なし | <ul style="list-style-type: none"> ・駅前で啓発 ・区域を指定すると区域外では喫煙してもよいと誤解が生じるため、禁止区域を指定していない |
| 野洲市 | 野洲市路上喫煙等の防止に関する条例 (H22. 10. 1) | あり | <ul style="list-style-type: none"> ・警察OBによる啓発（夕方から夜間・区域内のみ） |
| 京都市 | 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例 (H19. 6. 1) | あり | 「たばこマナー向上活動団体」制度の運用 市民や事業者等の団体が自主的に喫煙マナーの向上に取り組む活動に対して、支援・協働する。(指導員等の派遣、啓発物品の給付など) |

※駅前でのティッシュ配布などによる啓発は多くの市で実施されている

(ウ) 草津市における今後の啓発について

- ・南草津駅東口のマナースペースをパネル型パーテーションに変更することに伴い、平成27年11月末頃に南草津駅東口において、路上喫煙防止に関する啓発活動を実施する。

啓発にあたっては、

- ・当対策委員会委員
- ・草津たばこ小売人連盟
- ・地元の方
- ・市議会議員など 関係団体に広く呼びかけることとする。
- ・路上喫煙禁止区域が拡大されるならば、翌年度以降に必要な準備を行い、区域拡大の周知を含めた啓発を実施していく。
- ・市のイベント等の機会をとらまえて、啓発を実施する。
(駅前での街頭啓発、宿場まつりなど市民が多く集まる場所にて実施)
- ・地域住民や事業者等の民間団体との協働による啓発の実施に向け、引き続き先進事例等を調査し、効果的な啓発につなげる。

(2) 意見書について

- ・これまでの議論のまとめとして、当対策委員会の意見書を提示していただくこととする。
 - ・路上喫煙禁止区域の拡大について
 - ・マナースペースの形状について
 - ・啓発活動について

【 参考資料 】

『 法令・国の通知 』

受動喫煙対策については、健康増進法25条、厚生労働省健康局長通知などにより、必要な対策を講じるよう求められている。

●受動喫煙とは

「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されている。(健康増進法第25条)

●健康増進法第25条(抜粋)

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者はこれらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるように努めなければならない」

●厚生労働省健康局長通知(平成22年2月25日付け)

- ・多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。
- ・屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では受動喫煙防止のための配慮が必要である。
- ・禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示する必要がある。
- ・喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。

※平成24年10月29日付けおよび平成25年2月12日付けで、上記の局長通知の趣旨を鑑み、受動喫煙対策の徹底のための措置を講じるよう求めている。

草津市路上喫煙対策委員会委員名簿

(敬称略)

| | 氏 名 | 役 職 等 |
|---|---------------------------------|------------------------|
| 1 | てらお あつし 寺尾 敦史 (委員長) | 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所） 所長 |
| 2 | こばやし たつお 小林 達男 (副委員長) | 大路区まちづくり協議会 会長 |
| 3 | つかだ まさお 東田 正雄 | 草津市たばこ小売人連盟 |
| 4 | とおつか まさひろ 遠塚 政弘 | 草津市商店街連盟 会長 |
| 5 | ひらがき かんじ 平柿 完治 | 弁護士 |
| 6 | ひらた れい 平田 玲 | 草津市P T A連絡協議会 |
| 7 | まつだ ひろし 松田 博 | 公募委員 |
| 8 | やまもと さとえ 山元 智恵 | 公募委員 |